

建築士の皆様へ

建築物の再エネ × 省エネ 説明会

杉並区は脱炭素社会の実現に向け、再エネ利用設備の設置を促進するため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度を導入し、本年6月から建築士から建築主への再エネ利用設備についての説明義務を開始します。

また、建築物省エネ法の改正により、本年4月から建築士には設計に係る建築物のエネルギー消費性能等について建築主に説明する努力義務が生じることとなりました。

本説明会では、建築士の皆さまに向けて、「高い断熱性能を有する住宅のメリットと設計のポイント」についてご講演していただくとともに、杉並区から「説明義務の具体的な流れと補助金制度など」をご説明いたします。

■第1部■特別講演

「高い断熱性能を有する住宅の
メリットと設計のポイント」

講師 北川 滋春(きたがわ しげはる)

株式会社 綜建築研究所 取締役

一般社団法人 環境共生まちづくり協会 技術顧問

環境共生住宅の研究や普及活動に長年従事。「戸建住宅の太陽光発電システム設置に関するQ&A」や「省エネ性能に優れた断熱性の高い住宅の設計ガイド」等の執筆・監修も行う。講演・調査・政策支援など幅広く活躍中。



■第2部■ 杉並区からの説明

「再エネ利用促進区域制度と説明義務
について」

「建築士の説明義務の流れ、補助金制
度など」

■対象:建築士(設計事務所や
ハウスメーカー、工務店などの実務者)

■費用:無料

■定員:先着 100 名(※事前申込制)

日程

令和7年 5 月 22 日 (木)

時間

午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

場所

杉並区役所 第4会議室 中棟 6 階

【お申込み】

右記の二次元コードより事前申込みをお願いいたします。

※本講演会は建築士事務所やハウスメーカー、工務店などの実務者の方を対象としています。



お問い合わせ先 杉並区役所 都市整備部 建築課 建築企画係

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南 1 丁目 15 番 1 号 電話番号:03-3312-2111